

農業委員会だより



横手市

横手市農業委員会

TEL 0182-35-2172

横手市農業委員会ホームページ

<http://www.city.yokote.lg.jp/>

横手市ホームページ「各課別で探す」から
「農業委員会事務局」をご覧ください。



甘さで勝負!“寒じめ”ほうれんそう

横手市大森町袴形の成田修一さんのハウスでは冬の間寒じめほうれんそうの出荷に追われています。成田さんは平成7年より冬の間もハウスの中でほうれんそう作りを行っており、1年中ほうれんそうの出荷を行っています。

冬の寒さを利用した、寒じめほうれんそうは夏場のほうれんそうにくらべ甘さがたっぷり。ビタミンも多く、栄養価の高い食品です。ハウスの中ではサラダ用の赤軸ほうれん草も栽培されていて、えぐみが少なく生でもおいしく食べられます。

寒じめほうれんそうは秋田市や地元スーパーに出荷しています。

目次

- 農地制度が変わりました 2
- 横手市賃借料情報 3
- 農業者年金制度 4
- 農業委員会活動日誌 5
- 第4回 食育見聞録
作文・図画コンクール = 最優秀賞作品 = ... 6
- 編集後記 6

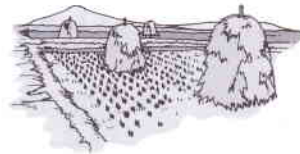
農地制度が変わりました!

「農地法等の一部を改正する法律」が昨年6月に公布され、12月15日から施行されました。新たな農地制度は、①これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保する。②農地を貸しやすく借りやすくし、地域との調整のうえ最大限利用し、耕作者の地位の安定と食糧の安定供給を図るためのものです。



農地を貸したい、借りたいんだけど...

改正のポイント



農地の貸借規制が緩和されました!

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されます。(ただし、地域農業に悪影響を与える場合には借りられません。農地を適正に利用し続けること、法人の場合は一人以上の業務執行役員が農業に従事するなど要件があります。)

農地の借り受け者の範囲

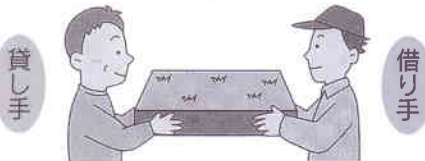
【改正前】

農作業
常時
従事者
農業生産
法人

+

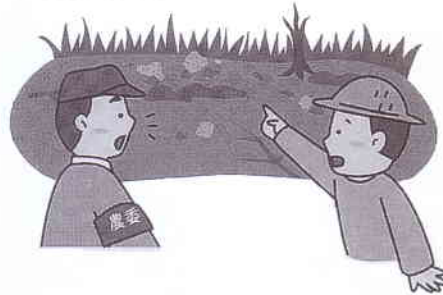
【改正後】

農作業
常時従事者
以外の個人
農業生産
法人以外の
法人



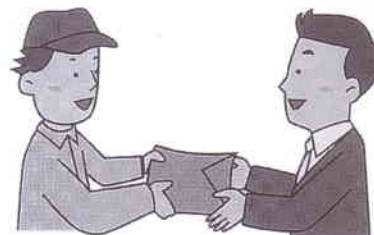
遊休農地に対する指導が強化されました!

- すべての遊休農地が指導の対象となります。
- 農業委員会が年1回農地の利用状況を調査します。
- 遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告等を行います。



農地を相続する場合は、農業委員会への届け出が必要になります!

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会に届出が必要になります。
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられることになります。



違反転用に対する罰則が強化されました!

- 違反転用等に対する処分・罰則が強化されました。

事項	現行	改正
①違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (但し、法人は300万円以下の罰金)	現行と同じ (但し、法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における原状回復命令違反	6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金 (但し、法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (但し、法人は1億円以下の罰金)



相続税納税猶予制度が見直されました。

- 従来、農地を貸すと打ち切りになっていた納税猶予制度が、農業経営基盤強化促進法により貸付けた場合には、納税猶予が継続するよう見直されました。